

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
48	A 権限移譲	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」）第18条第1項の規定による農用地利用配分計画（以下、「配分計画」）の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。 また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。	【支障事例】 農地法又は農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」）による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。 一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構（以下、「機構」）への貸付手続（市町村段階の4週間程度）に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間（法定）などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。 このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 なお、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。	【効果】 機構法第18条第1項の配分計画認可を市町村へ権限移譲することについて、機構法第19条第2項の規定により配分計画の案を作成する市町村は、農業委員会とともに受け手の営農状況把握や利害関係人との調整を十分にを行っていることから、審査に時間を要さず、事業の効率化が図られる。 また、同法第18条第3項に基づく2週間の縦覧を短縮又は廃止することにより、県段階の審査・縦覧・公告までに要する期間が短縮され、利用者の利便性が向上するとともに事業の効率化が図られる。 なお、市町村はこれまでの手続きに加えて配分計画の公告も行うこととなるが、配分計画案はこれまでも市町村が作成していることから審査期間も短く、事務量の増加は少ない。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項及び第4項、第19条第2項	農林水産省	青森県	農地中間管理事業の推進に関する法律附則第2条において、施行後5年を目途として事業の在り方全般を検討することとしている。	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、島田市、山口県、徳島県、高知県、熊本県、沖縄県	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがらであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整い、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人と農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 また、配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構との間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 なお、農地所有者と借受者が同一市町村に限定した提案であるが、市町村内外で事務量に格差ができること、小規模市町村では借受者が市町村外である事例が認められること、借受者はエントリーの手続きを行うため一定の確認を経ていることから、市町村外の借受者も含め当該市町村で認可できるよう制度改正を望む。 ○本県でも提案内容と同じ支障事例あり、現行制度では、ある程度転貸先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転貸後に栽培される品目によってはその栽培の適期を逸する。 【制度改正にかかる課題】 縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確する必要がある。 ○農地法又は農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」）による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。 一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構（以下、「機構」）への貸付手続（市町村段階の4週間程度）に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間（法定）などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。 このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○基本方針の策定や事業規程の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、配分計画認可の県から市町村への権限委譲については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、縦覧期間の短縮又は廃止を要望する。（なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。） ○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生（約25,000筆分（4カ年累計）の認可公告事務が発生）していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦覧中に意見書が提出された事例無し。 市町村の事務負担増にならないような改善が必要。 ○農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間（2週間）が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○本県においても、具体的な支障事例と同様の状況となっていることから、本提案が実行されることにより、事業の効率化が図られると考えられる。 ○事務手続きに長期間を要する。 都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。 ○農地中間管理事業による農地貸借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県においても平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
59	B 地方に対する 規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合 からの暴力団排除の ための中小企業等協 同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団 を排除することができるよう、条例 委任又は法改正による暴力団排 除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的 に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参 考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可 庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確 な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団 照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要 があり、犯罪対策閣僚会議の「世界―安全な日本」創造戦略」においても、「各 種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでには、他 法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法 にも暴力団排除規定を追加することを求める。		中小企業等協同組合 法	警察庁、金融庁、財務 省、厚生労働省、農林 水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省	京都府、滋 賀県、京都 市、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合		石岡市、川崎 市、綾瀬市、奈 良県、愛媛県、 熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であ ることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定 の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった 場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考 える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことか ら、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。 暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む 中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めるこ とに賛同する。
60	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	災害復旧事業の重要 変更協議案件の基準 の緩和	災害復旧事業において農林水産 省との協議が必要となる重要変 更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費 の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除 く。)」が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円 を超える場合は、 200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太 平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るも のにあつては、その額が2千万円を超える場合は、 2千万円)」を超えるもの」で ある場合、あらかじめ農林水産省(近畿農政局)に協議し同意を得る必要があ る。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の 近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定し ていない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その後実施に あたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更 等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このよ うな簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を「3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円 以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする 等の緩和を行うよう求める。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	重要変更協議案件の基準を緩和することにより、国との協議時間が縮減さ れ、災害復旧事業に関して円滑で迅速な事務執行につながる。	農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律施行令第3条第2 項 農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する 法律施行規則第2条 の規定に基づき、農地 及び農業用施設に係 る同条第3号の農林 水産大臣が別に定め る範囲を超える工事費 の額の変更、同条第4 号の農林水産大臣が 別に定める範囲を超 える設計単価又は歩 掛の変更及び同条第 5号の農林水産大臣 が別に定める変更を 定める件(告示)(平成 12年3月30日農林水 産省告示第453号)(改 正平成25年8月27日農 林水産省告示2397号)	農林水産省	京都府、滋 賀県、京都 市、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合		新潟県、奈良 県、鳥根県、廿 日市市、愛媛 県、高知県、熊 本市、宮崎市	○29年災における重要変更協議案件は工法変更に伴うものが1件であったが、県経由 での協議開始から変更承認が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一 時中止せざるを得なかった。 災害現場の早期復旧を図る観点からも、重要変更協議案件の基準を緩和し、国との協 議時間を縮減することは重要であると認識する。 ○災害復旧事業は、迅速に生活基盤の復旧をする必要性から、大規模災害時などでは 標準断面により事業費を算定している。実施において詳細設計を行った際、土工量など の変更が生じるが、一般的な補助事業に比べ事業計画変更の記載が詳細にわたって おり、金額、パーセントに抵触せずとも支障事例の【現状】ような変更でも重要変更となる ケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易 な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、一般の補助事業なみの重要変更の要件に暫定通知5-1の別紙1で定めた範 囲を軽微変更で行うよう求める。 ※H29年災 重要変更協議件数 34件 本案の実現により軽微変更となる件数 5件 効果約15%件数減 ○農地及び農業用施設災害復旧事業については、市町村が事業主体ではあるが、本県 における平成29年度台風21号関連農地及び農業用施設災害復旧事業において、現時 点(H30年6月15日現在)で、 重要変更協議件数 18件 本案の実現により軽微変更となる件数 2件 効果 約10%件数減 ○平成28年熊本地震及び同年の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業においては、査定 箇所数約180箇所に対し約10件程度が重要変更要件に該当している。 なお、農林水産省(九州農政局)及び県において迅速且つ臨機応変に協議対応いた っており、工程等を含め支障をきたすことはなかった。 しかしながら、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながるること から制度改正を期待する。 ○提案のとおり、災害復旧事業における計画変更(A種変更)基準が緩和された場合、事 務手続きが相当簡素化される。 ※H25年災 重要変更協議件数 193件 本案の実現により軽微変更となる件数 191件 効果 約99%削減 ○災害復旧事業においては、早急な発注が必要で、十分な精査ができないこともあり、 現場着手した際、設計変更の対応となる事例が発生している。 ○H26年災において重要変更協議件数が51件であったが、そのうち本提案の実現によ り軽微変更となるものは51件(全件)であり、重要変更協議の件数削減、ひいては事務 作業の効率化に大きく貢献するものである。 ○支障事例のとおり、災害査定までに、残土処分地まで確定できるケースは少ないこ と、運搬経費等の高騰による事業費増は年々増加傾向にあることから、提案の緩和措 置は、事務処理が短縮され災害対応の迅速化に効果がある。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
61	B 地方に対する 規制緩和	その他	海区漁業調整委員会 の公選委員に欠員が生じた際における、補 欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員 の補欠選挙について、公職選挙 法上の他の選挙同様、例えば、そ の当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選 挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会(15人(公選委員：9人、知事選任委員6人)の海区委員 で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあっては10人(公選委員： 6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁 業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人 の海区委員で構成されている。 公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じ たとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、 当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないことと なっている。 海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推 察できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議会議員選挙の 補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。 また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも渡り、 説明会の開催や投票のための資材(投票用紙や不在者投票関係書類など、通 常の議会議員の選挙同様の資材約50種類)の準備など、多くの事務を限られ た人員で行わなければならない、事務的負担が大きい。特に、説明会等の各種 事務で沿海市町村に出向く際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿 海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。	制度の改正によって、補欠選挙に係る費用の縮減に資する。	漁業法92条、93条	農林水産省	京都府、大 阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県		北海道、茨城 県、神奈川県、 倉敷市、高松 市、新居浜市、 芦屋町、八代市	○公選法における補欠選挙の要件よりも厳格にすべき理由があるのか不明だが、公選 及び知事推薦(委任)により相当数の委員がいることを考えると、公選法と同様の取扱 いで支障はないと考えられる。 ○本県においても、海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る事務については、短期間 に限られた人員で準備する必要があり、事務的負担が大きいため、当該補欠選挙の実 施基準の緩和には賛同できる。実施基準の要件としては、公選法第113条第1項第6号 の市町村議会議員の例(議員定数の1／6超)などが挙げられる。 ○当団体には複数の海区あり、1人の欠員で補欠選挙を行わなければならない現行制 度においては、過去に1年に5回の補欠選挙を実施したこともあり、費用面等で負担と なっている。他の選挙と同様に、欠員が定数の一定割合を超えるに至った時に補欠選挙 を行うことが妥当と考えられる。また、現行では任期満了前2ヶ月以内に欠員が生じた場 合は補欠選挙が実施されないこととなっているが、このことについても公職選挙法と均衡 を図り、任期満了前6ヶ月以内から補欠選挙を行わないように改正されたい。 ○各種選挙において補欠選挙の要件が定められているが、その中でも海区漁業調整委 員会の補欠選挙の要件が最も厳格である。漁業権等をはじめとする漁業調整に関わる 重要性を考慮しながらも、公選法と同等程度への改正を検討いただき、各種議会議員選 挙との均衡を図るようお願いしたい。なお、県選挙管理委員会のみならず、投票となれ ば市町村においても相当の事務的負担が生じることになるが、当県では、平成19年8 月16日の補欠選挙において投開票が行われており、その準備は、7月29日の参議院通常 選挙と並行して行い大きな負担となった。 ○制度改正がされ、当選人の不足数と通じて2人以上などの改正が行われれば事務負 担の緩和、選挙費用の縮減につながるものの、定数が15人(農林水産大臣が指定する 海区にあっては10人)といった少数であることから、公選法の補欠選挙に係る条文を準 用するのであれば、公選法第113条第1項第6号の定数の六分の一を超えるに至ったとき とするのが適当であると考ええる。なお、緩和は要望する。 ○身体上の問題で委員会への出席が思うようにいかず、委員の辞職の意向を持たれて いる漁業者委員がいる。ただ、自分ひとりのために補欠選挙が行われなければならない ことに、関係者への負担をかけたくないという思いがあり、辞職が言い出せない状況があ り、漁業者委員の心的負担ともなっている。これを明確に欠員として扱い、補欠選挙をす る必要がなければ、漁業者委員への心的負担も軽減される。高齢の方が立候補される 現状がある中で、心的負担となるような制度は見直す必要があると考えられる。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
71	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農地転用許可申請に 添付する「必要な資力 及び信用があることを 証する書面」の弾力的 運用	農地転用許可申請時に添付する 「必要な資力及び信用があること を証する書面」について、許可権 者の裁量で必要な添付書類を定 められるようにする。	【支障事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて 事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の添付が 必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書類(融資 証明や残高証明書等)や通帳の写しの添付を求めている。 しかし、金融機関の証明書類等は、事業費が少額で事業実施に必要な資力 に疑いのない場合であっても一律に添付する必要があり、申請者の負担(手数 料負担等)となっている。 なお、許可申請に当たっては申請者から事前相談がある場合も多く、事前相 談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について疑義がある場合 は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の証明書類 等を求めるのではなく、許可権者の裁量で「必要な資力及び信用があること を証する書面」を定めても適切な転用許可は可能と考える。	申請者にとって証明書類等の取得にかかる負担が軽減される。	農地法施行規則第30 条第4号、第57条の2 第2項第1号	農林水産省	新潟県		豊田市、豊明 市、井原市	○農地転用許可申請を行うにあたっては「資金計画に基づいて事業を実施するために 必要な資力及び信用があることを証する書面」を、国の指導により申請者に添付を求め ている。 市町村等が産業団地開発事業に伴い申請する場合にも添付を求められており、その 書面は、造成工事の予算書の写しが必要とされている。 しかしながら、全体の計画が複数年度に渡る産業団地開発事業では、後年度分の予算 書の添付が不可能であり、予算の議決まで農地転用許可申請を提出できない状況とな る。 産業団地を開発し、企業誘致を進めるためには、時期を逃さないことが肝要であり、速 やかな事業実施が不可欠であるにもかかわらず、手続き上の規制により支障が生じるこ とが考えられる。 ○支障あり 転用者は個人から事業者、転用内容も多岐に渡り異なっていることから一律に添付書類 を求めるのではなく弾力的な運用が必要と考える。 ○金額の大小に関わらず一律的な証明資料の添付が必要となっているため、申請者の 負担が大きくなっている。申請内容に応じて、必要がある場合のみ提出を求めることで 良いと考える。 ○適正な農地転用許可を実施するため、申請全件に資金証明書を添付するよう H28.9.12付け農村第628号で通知しているところ。
82	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除く)	林業・木材産業改善 資金制度上義務付け られている「貸付事業 の確認調査及び林野 庁長官への結果の報 告」の見直し	資金の償還が完了していない全 ての事業者が対象となっている 「貸付事業の確認調査及び林野 庁長官への結果の報告」につい て、必要性の高い事業者(新規貸 付事業や不良債権化している事 業等)に限定すること。	「林業・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11日付け林野庁 長官通知)」の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全 事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣が定める日(10月末) まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査 (現地調査含む)を実施し取りまとめまで完了することは、事業者の繁忙期と重 なっていることもあり、日程的に負担が大きい。 本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者 に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事 例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業 者を新規貸付事業や不良債権化している事業等限定しても、これまで通り調査 等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金 を適正に管理することは十分可能と考える。	現行上、9～10月に調査業務が集中してしまうので、限られた時間の中で効 果的な調査を行わなければならない。制度が改正されれば、調査の必要性が 高くないと判断される事業者については、調査時期を柔軟に移行させること ができるようになる。については、調査業務の時期的な平準化が進み、調査の 精度や効果が高められるので、当該貸付金に係る適正な管理に資するもの と考える。	林業・木材産業改善資 金制度の運営につい て(平成15年6月11日 林政企第15号 林野庁 長官通知)	農林水産省	神奈川県、 千葉県、大 阪府		福井県、長野 県、鳥取県、徳 島県	○調査業務の時期を平準化させることで調査の精度が高まり、当該資金の適正な管理 が図られると考える。 ○本県においても、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ まで完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。 新規貸付事業や不良債権化している事業等限定することで他事業者については調査時 期を柔軟に移行させることができるようになり、効率的かつ適正な管理に資するものと考 えられる。 ○借受者の状況は現地機関等との連携により随時情報共有が可能である。償還が滞っ ている事業体と違い、適切な償還を実施している借受者に対しても一律に調査を実施す る必要性は感じられない。 ○現在、本県における調査対象は少ないため、期限内に調査を行うことができている が、今後、調査件数が多くなることも考えられるため、2か月間で全案件を調査すること は、事業者との調整や職員の確保等から、日程的に負担が増すことが想定される。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
93	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 【支障】 補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したものでも、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したものでも、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。 いずれも、実施計画に記載する事業のみに使用するものであり、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)に該当しないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務に負担が重くなっている。 以上のように、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。 また、平成29年の提案事項「地域での魅力再発見食育推進事業(本事業の前身)の見直し」にて「対象経費についてさらに拡大したい」との第1次回答があった。しかし、今年度事業にて必要な品目を協議したが、本事業に要する経費であっても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更はなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのか不明である。	対象外経費の明確化や運用の見直し等が図られることで、円滑な事業実施に繋がり、当該交付金が利用しやすくなる。	食料産業・6次産業化 交付金実施要綱 食料産業・6次産業化 交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町		北海道、青森県、石川県、長野県、山梨県、京都府、京都市、尼崎市、鳥取県、宇和島市、大分県	○当府においても、提案団体と同様の支障があり、補助対象経費等の考え方が細かく明記されることで、本交付金に係る事務の簡素化につながる。 ○補助対象経費の中で「申請できる経費」と「申請できない経費」が明確でなかったため、交付申請時の実施計画で予定した経費の多くが補助対象外(自己負担)となった。 ○当市においても、同様の支障事例が生じている。 計画書の段階で、調味料やラップ、キッチンペーパーといった消耗品は、対象外になるとの指摘があった。本事業でのみの使用が証明できないとの意図があるものと考えられるが、通常、調理実習や試食品作成においては、調味料やラップ、キッチンペーパー等は必ず必要な品目である。これらを委託先である食生活改善推進協議会に用意してもらうことは、協議会に大きな負担をかけることにもなる。 また、実施計画書において、今回、郷土料理の調理実習として使用する農産物や海産物は価格の変動幅が大きく、メニューもレシピ集から選択することになっており、食材費に関する単価設定は非常に困難である。 さらに、食材費に関しても相見積もりによる業者選定をという指導内容であったが、実際は見積り段階とは金額が異なってくる可能性は大きい。 従って、対象経費の品目の拡大と、実施計画書の記載内容の簡素化を図ることで、交付金が利用しやすくなる。 ○【支障事例】 交付対象となる経費の内容について、明確な判断基準がないため、事務手続きが煩雑になり、事業の円滑な実施に支障をきたす事例がある。 (1)食材費 食材費については、実施要綱上、交付対象経費となっているが、運用上、汎用性がある調味料は原則交付対象外とされている。調味料の範囲が明確ではない上、事業実施のために購入した調味料をすべて使い切ったことが証明できる場合は交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。 (2)消耗品費 消耗品費も実施要綱上、対象経費となっているが、消耗品の範囲が明確ではなく、料理講習会などで必要となる割り箸、紙皿、キッチンペーパー、食器用洗剤などはすべて使い切ったことが証明できる場合のみ交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。 ○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年生じているため、現行制度を見直してほしい。 また、他の事業に比べ、事務量・提出資料が膨大であることから、簡素化してほしい。 ○実施計画記載事業は、調理実習を複数回(10回予定)行う事業であり、衛生管理徹底のため、「ペーパータオル」「薬用せっけん」「漂白剤」等は本事業実施には必須消耗品と考えるが、「汎用性が高い」ということで対象外になった。その他の消耗品についても同様の理由でほぼ対象外となったが、要綱の別記2「交付対象経費」や「申請できない経費」からは読み取ることができず、また、「汎用性」の基準が不明であった。 ○【現行制度】 「地域での食育推進事業」(農水省)は、食料産業・6次産業化交付金のうち、第3次食育推進基本計画に掲げられた目標で、食文化の継承等の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援するものとしている。今年度から都道府県を通じての申請・交付となってっており、本市としては、実施計画書を県に提出した段階である。 【支障】 計画書提出に際しては、調理実習の食材費や啓発物の印刷費等、補助対象経費に関し、県を通じて、事業の性質上から現実的に困難な計画修正に時間を要し、結果、事業実施期間が短くなった。 ○事業実施計画策定時に給食費日額を根拠に食材費を算出したところ、食材の内訳を記載するよう指示され、訂正した。 しかし、計画時に記入した食材はあくまで例示であり、実際に試作や調理講習等で使用する食材は計画と異なる場合がある(農林水産省でも、実績報告時には変更となっても構わないとしている。)。 また、食材は元々対象事業に使用するものとして必要量を調達している上、仮に余りが出たとしても、給食に提供できるほどの量はなく、販売することも不可能である。 以上のことから、計画策定時に食材の内訳を細かく確認するのではなく、給食費日額を根拠に食材費を算定する方法を認めるとともに、対象外となる経費については事前に明示すべきである。 ○補助対象外経費について 現行制度では当該事業のみで使用しているものにも関わらず、食材費の中でも調味料は「汎用性が高い」という理由で補助対象外となる。また、印刷費については使用枚数の詳細な記録を求められ、配布資料として使用したもの以外の計上は認められない。 「都道府県事業実施計画の協議」について 交付申請の前に、実施要綱別記2第5により、都道府県事業実施計画を農政局長に提出し、その内容の妥当性について協議を行うプロセスが追加された。交付決定までに同様の事業計画を繰り返し提出することになり、必要性が感じられないとともに実施主体への交付決定が遅れ、事業実施に支障が出るおそれがある。 間接補助について 県で事業を実施せず、県内市町村等が実施主体で事業申請した場合、間接補助となり、県で計画をとりまとめ、検査を実施する等の業務が発生するが、県が仲介する必要があるか疑問である。また、ソフト事業で事業額が小規模である割に検査・書類確認にかかる事務作業は他の国庫補助事業と同様に煩雑であり、市町村等が事業を申請する際の支障となる。 ○実施要綱上は、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)、と規定されているが、その経費がどのようなものか明確に示したものはない。 本県でも調理体験を実施予定としている組織があるが、どの経費が申請できない経費にあたるか明確にしてくれなくては、積算が変わり、補助額が変わってくることになり、申請者並びに実施計画を確認する立場にある県においても判断に困る状況。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務への負担が重い。 本事業については、事業実施主体として行政機関から民間事業者まで幅広く網羅されているが、事業実施計画の段階で詳細な計画及び積算が必要となり、事業実施に不慣れた民間事業者では、事業参加が難しいと感じる。食育においては、民間事業者の活動が大きく貢献していることから、食育を推進していくためにも、民間事業者も取り組みやすいような事業設計や提出書類の検討が必要と考える。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
94	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	【現行規定】 農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。 【支障】 ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。 工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。 そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。 年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入されたい。	事業が長期化し年度が跨ぐことにより前年に引き続き事業実施の必要性がある場合など、年度当初から事業委託等行わなければならない場合に、交付決定前着工が可能となることで、円滑な事業継続が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町		青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、徳島県、大村市、熊本市	○近年は本市が所管となる団体営土地改良事業の事業実施がないことから支障事例はない。 なお、本市内においては複数の県営土地改良事業(農地整備事業)を継続実施しており、全体事業期間(6～8年)から考慮すると計画的な工事進捗を行うために、交付前着工制度の導入が期待される。 ○ほ場整備事業においては、翌年度春の作付けを目指して事業実施しているところであるが、例年どおり5月の国の交付決定後の事業実施となった場合、冬期間まで面工事(基盤整地)を実施する工程となってしまう。当県は、冬期間、降雪等により作業作業休止となる日も多く、作業工事進捗の遅延等につながっており、早期の事業着手を図るため、交付決定前着手制度を導入されたい。 ○左記の支障事例によると、農林水産省所管の農業農村整備事業内に括られる事業のなかで、交付決定前着工制度があるものと無いものがあることになっている。新規実施地区において、交付決定が遅くなることで関係者より問合せを受けることがあったため、早期着手が実現できるよう、事業内で統一すべきである。 ○本県のほ場整備工事は作付に影響しない冬工事による施工が一般的であるが、積雪寒冷地であるため、田面の仕上げ工事は品質を確保する観点から、雪解け後の4月上旬から、代かきが始まる5月上旬までの限られた期間に施工せざるを得ない状況。現在は補正予算で仕上げ工事を施工しているが、補正予算の措置については不確実である。補正予算が措置されなかった場合は通常予算を繰越して施工することになり、通常予算の適正な執行の助けになる。「交付決定前着手」の制度を取入れることにより、計画的で効率的な事業の遂行が図られると思慮される。 ○国の交付決定が5月にあり、その後すぐに工事の発注手続を行っても契約が7月以降となることから、工事の進捗に支障が生じている。 ○本県におけるほ場整備事業について、特に県南部の早期米生産地帯では、稲刈り後(8月)速やかに着工し、翌年の耕作を開始する2月頃までに工事を完了する必要がある。このため、年度当初速やかに設計業務や換地業務に取りかかる必要があることから、交付決定前着工が可能となれば円滑な事業執行が可能となる。また、その他の土地改良事業においても、交付決定前着工が可能となれば、特に緊急性や必要性を要するものなどに臨機応変に対応できる。このため、農山漁村地域整備交付金等と同様に交付決定前着工の制度化が望まれる。 ○債務工事に伴う仮設道路等の借地料は年度跨ぎで連続的に発生するが、2か年目の補助金の交付が受けられるまでの間、補助事業による借地契約を一旦解除し、同日付けで県単独費で借地契約を結び、新年度補助金交付決定日後再度県単独費の契約を解除し、同日付けで補助事業による借地契約を結んでおり、非常に煩雑であり、県のみでなく地権者にも煩雑な作業を強制することになる。前年度末に交付前着工届を提出することで、補助金交付前に事業執行が可能となれば、期間延長により切れ間の無い借地が可能となる。
95	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	本県では、農地集積・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書等として約120件(300枚)分を添付したため、大きな作業負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をすよう求める。	添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町		福島県、栃木県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本市	○農地耕作条件改善事業交付金のH29年度実績報告においては、契約書添付実績は3件6枚となっている。 本提案により、これらの事務負担の軽減につながるものである。 ○本県においては、左記の農地集積のための用地買収事業への農地耕作条件改善事業の適用例はないが、国への実績報告書には工事及び契約書の写し、検査調書などを添付することになり、業務量が他事業と比較し多大となる。このため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。 ○添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。 ○本県では、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書や出役簿等の写しを約500枚添付したため、大きな作業負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写し等の提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をすよう求める。 ○市町村や土地改良区等団体の執行する事業については、平成28年度まで国から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めたのも頷けるが、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告書については工事請負調書の添付で了解していただきたい。 各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力と紙が必要となる上、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
102	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。	【支障事例】 農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	手続きに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農林水産省	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後村		岩手県、山形市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、秩父市、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 ○農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。) ○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4力年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦覧中に意見書が提出された事例無し。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○事務手続きに長期間を要する要因となっている。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。 ○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続(審査・2週間の縦覧・認可公告)のみでも約1ヶ月かかっており、このほか農業委員会、市町村及び機構でも煩雑な事務処理が必要となっている。 このため、機構による農地の借入れから農業者への貸付けまでには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であるため、営農活動に影響が出る等の声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向けた前向きな施策遂行に支障を来している。 なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦覧中に意見が寄せられた例はない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
103	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続きについて、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続きを経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。	【制度概要】 ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。 ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業) 当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地」については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し 2)農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。 【支障事例】 ①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続きや、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。	契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第87条の3及び附則第4条 土地改良法施行令第50条の2の10 平成29年9月1日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡	農林水産省	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村		岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、秩父市、新発田市、石川県、長野県、島田市、春日井市、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高松市	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○①本県においても、期間延長の手続きに生じる事務負担は、将来的に大きくなると予想される。 ②本県においては、当該事例は、案件がそれほど発生していない。しかし、機構関連事業を推進していく上では、今後の事務負担の増大につながると予想される。 ○農業者だけでなく、市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を推進する上での阻害要因となっており、更新事務もその一つである。 機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要と考える ○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きい。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 この例にとどまらず、今後大量の契約更新事務が想定される中、契約更新手続きの簡素化は喫緊の課題である。「基盤法」の例外として、農地所有者と借受者が同一案件の下に更新する場合は、法定更新を認めるよう制度改正を望む。 ○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無いため、契約期間延長に関する具体例はないが、家族間の農地の所有権移動(生前一括贈与、相続等)により、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となり、大きな事務負担となった。高齢な農地所有者も多く、農地中間管理事業においては貸借期間を10年以上で設定している案件が多いため、今後も貸借契約中に家族間で農地の所有権が変わる案件は多数出てくることが予想されるため、再設定の際の事務の簡略化は大きな事務負担の軽減になる。 ○①契約期間延長の事務負担は大きいですが、農業経営基盤強化促進法による貸借でも同様である。契約期間延長に加え、通常の新規契約も含めて事務処理を行っているが、これらを別処理にするとデータ処理も別に行わなければならない、かえって事務処理が煩雑になる。 ○今までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。 ○本県でも、中間管理事業の貸借件数の増加に加え、新たに創設された農地中間管理機構関連基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更に大きくなることが予想される。 こうした中、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた農地に係る手続きの緩和については、機構や市町だけでなく、農業者の事務負担の軽減の観点からも必要であると考えており、本県においても要望する。 ○これまでに、支障事例は発生していないが、本県機構が中間保有している農地(約25,000筆)を含めた地区での基盤整備の要望があった場合、同様の支障事例が起きることが予想される。 ○今後、通常の賃借契約に係る手続きに加え、契約期間の延長手続まで行うことは、農家や関係機関の事務的負担の大幅な増加につながることから、さらなる担い手への農地集積を推進するためには、延長手続きの簡素化や縦覧期間の見直しも含め、一連の事務処理の簡素化を図る必要があると考えている。 ○平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の手続きも追加され、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○本県においても、改正土地改良法に基づく機構関連基盤整備事業を実施する際、利用権設定の延長のために集積計画・配分計画の再作成が必要であり、将来的に関係機関の事務負担が膨大になることが予想される。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
116	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。	農地中間管理事業における一連の処理時間を短縮し、農地中間管理機構を活用した農地の円滑かつ迅速な賃貸借を進めることで、本県の農業政策の一つである農地集積等による担い手の経営基盤強化を図ることが可能となる。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農林水産省	群馬県、福島県、栃木県、新潟県		岩手県、秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人として農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには簡素化が必要と思われる。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 なお、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用 の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。) 配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦覧中に意見書が提出された事例無し。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を含んでいる農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
117	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	国産花きイノベーショ ン推進事業における 実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業 における「国産花きの需要拡大」 事業を行う際の「国産花きの強み を生かす生産・供給体制の強化」 事業の実施の要件を見直す。	H30年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大 メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが 必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられていて、「需要拡大メ ニュー」に取り組みにくい状況となっている。 県内においては、これまで、国における実証等を踏まえた花きの日持性など 強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国 産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業 の実施要件が、実情に合っていない。 また、「需要拡大メニュー」と「生産・供給体制の強化メニュー」の補助金額は 同額とされたことで、実施する事業の見直しを余儀なくされた。 本件については、群馬県園芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されて いるところ。	事業要件を見直すことで、国産花き振興のために必要な需要を喚起すること ができ、県産花きの振興、ひいては、花き生産、流通、小売店など一連の産 業の発展を可能とし、地方創生の実現に資する。	花きの振興に関する 法律 地域活性化総合対策 事業のうち国産花きイ ノベーション推進事業 公募要領	農林水産省	群馬県、福 島県、新潟 県		神奈川県、富山 県、京都府、徳 島県、高知県	○事業要件の唐突な変更により、県協議会事業を大幅に見直すこととなった。 本事業は今年度が最終年度となるが、次年度以降の後継事業については、本業界の課 題である需要拡大に必要な予算が投入できるよう、補助金額の配分割合について、配 慮を願いたい。 ○H30年度事業の公募要領において、「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強 化」等の実証にかかる事業費が総事業費の1/2以上であることが必要となったため、本 県においても「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」の実証規模に合わせ て、消費拡大につながる取り組みが前年に比べ縮小することとなった。 ○急な事業要件の変更により、事業計画の全面的な再検討が迫られ、需要拡大メ ニューの規模縮小をせざるを得ないことになったほか、需要拡大に携わる関係者の意欲 が減退するなど、大きな混乱が生じた。 ○「生産・供給体制の強化メニュー」は、産地の生産課題に対応した取組に活用できるこ とから、有意義なメニューと考えている。 しかしながら、「生産・共有体制の強化メニュー」で実施する実証事業等に必要な備品 類は長期使用が可能であるなど、「需要拡大メニュー」と比較して経費に差が生じること も想定され、2つのメニューを同規模で実施していくためには、いずれかの事業規模を見 直す必要がある。 それぞれのメニューにおいて、必要な規模での実施が可能になるよう、事業要件の見 直しが必要である。 ○「需要拡大メニュー」の補助金額が、「生産・供給体制の強化メニュー」と「花き関係者 への連携支援メニュー」の合計金額以下とされたことで、需要拡大メニューの内容及び 実施回数等について、大幅な見直しと調整を実施せざるを得ず、関係団体から要件の緩和 について要望が出されている。 本県は消費県であり、需要拡大メニューに取り組むことで、新たな需要創出や県民へ の需要喚起に資する。 ○H30年度の事業公募において、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は、同額の「生産・ 供給体制の強化メニュー」を実施することが条件として付加された。 本県の花き振興を図るためには、「需要拡大メニュー」の実施が必要となるが、こうした 条件を付加されたことにより、事業の変更を余儀なくされ、本年度の公募を見送ること となった。 地域の実情に合った事業が実施できるよう、採択要件を緩和してほしい。
119	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃 合に係る財産処分の 制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構 想に基づく当該施設の統廃合・再 編に当たっては、補助対象施設 の供用開始後10年未経過であっ ても、財産処分の際に国庫返納 不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理 施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理 計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では13施設 の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水 道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止すると ともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠につ いては、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラ ントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理 施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を 行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようと すると、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処 分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還 なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合 や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算 の執行の適正化に関 する法律第22条 内閣府における補助 金等に係る財産処分 の承認手続き等につ いて (平成20年5月27日府 会第393号) 補助事業により取得 し、又は効用の増加し た財産の処分等の承認 基準について(農林 水産省平成20年5月 23日付け20経第385号 大臣官房経理課長通 知) 環境省所管の補助金 等で取得した財産処 分承認基準の整備に ついて (環境省平成20年5 月15日付け環企発第 080515006号)	内閣府、農林水産省、 国土交通省、環境省	群馬県、福 島県、栃木 県		那須塩原市、石 川県、福井県、 静岡県、愛媛 県、今治市	○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業 においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題と なっている。 当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同 様の問題をかかえており、整備・更新から10年未満であっても補助金の返還なく財産処 分ができるよう制度改正を要望する。 ○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農集と公共下水の統廃合に係る10年未 経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきた しています。 本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う 方向で協議していましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農集 内の統合作業を実施。)、新市建設計画への記載が「不十分等の理由で認められませ ん」。 現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、 下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・ 共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認 めるべきと考えます。 また、農集と公共の統合のように、目的は異なっていますが、同様の手段を以って目的 の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考 欄(補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金 返還を不要とする取り扱いを希望します。 ○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始してい るところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が 必要なことをもって、広域化・共同化を断念すること一般的には考えられることから、施設 のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。 ○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排 水某地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編 入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町に おいても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことな ので、制度改正を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行 われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制 緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
122	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。 また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備(線的整備事業)については、工事が長期に及ぶケースが多い中、周辺の道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟な対応ができないのが実情である。 本県の県南内陸部における複数のIC周辺農地は、当該農地への直接的な工事は行われていない線的整備事業の受益地に含まれているが、後継者不在等のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいる農地や、農業を継続するよりも地理的優位性を生かして産業用地として活用した方が地域住民の生活をより豊かにすると市町村が判断する農地が存在する。 このような場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に苦慮している。	受益地の変更が可能になり産業用地が創出される場合には、下記の効果が期待される。また、受益地の変更の要件が明確になることによって、新たな土地利用の検討がしやすくなる。 ①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保 ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減 ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善 ②持続的発展の流れの創出 ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止 ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食いの優良農地の開発等を防止 ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出 ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なペースでの産業用地の提供が可能 ・雇用創出により若者の転出の抑制、還流の促進、農村集落の活性化	土地改良法	農林水産省	岡山県		仙台市、熊本市	〇本市においては、提案における支障事例はない。 しかしながら、継続事業が長期に及ぶケースにおいて、社会情勢等の変化により都市計画上の施設整備計画等がでることも想定され、受益地の変更要件(要件、補助金返還ルール等)が示されることが望まれる。 〇本市南部の駅徒歩圏に位置する農地は、国営かんがい排水事業(国営施設応急対策事業)の受益地に設定されているが、地元では、周辺に不足する生活利便施設や福祉施設の立地を前提に市街化区域の編入について調整していた地区があり、事業受益地からの除外の上、市街化区域編入に向けた調整を行う必要がある。 (事業実施について、地権者同意なしに行われている為、地元でも事業が実施されていたことを把握しておらず、都市計画部門との調整が整った後に、事業が実施中と判明)市街化区域編入のため、事業主体に事業受益地からの地区除外について相談しても、具体的な手順や基準、申出の時期等を具体的に提示されず、地元としても対応に苦慮している状況。 事業が完了すれば、以後8年は農振除外もできなくなるため、事業実施中に対応する必要があるため、早期にその手立てを明示の上、対応に応じていただく必要がある。
154	B 地方に対する 規制緩和	その他	地方創生道整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。 また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。 なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の事業着手(起工)が可能となり、早期発注が可能となるので、繰越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	内閣府、農林水産省	長野県		旭川市、宮城県、ひたちなか市、栃木県、川崎市、新潟県、石川県、山梨市、静岡県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県	〇当県でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難となることから、できるだけ早く工事が着手出来れば、繰越工事の縮減につながるものと期待できる。また、早期発注により発注時期の平準化を図ることが可能となり、現場作業員の手配や建設資材の確保についても、有利になるものと考えられる。交付決定前着手が可能な農山漁村地域整備交付金では、H30年度の状況では、交付決定前着手の国への届け出が4/20で、実際の工事発注は5月中旬から行っている。 〇本県の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されるため、早期発注が可能となるよう、現行制度を見直してほしい。 〇地方創生関係交付金は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべしと考える。 〇地方創生道整備推進交付金については交付決定後の着手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合、交付決定は6月上旬であったが、工事着手は7月下旬以降となっている状況である。本県山間部においても、積雪により冬季の施工は困難であり、早期発注、早期完成(効果発現)のためにも、交付決定前着手制度の創設をお願いしたい。 〇本市においては、昨年度途中に推進交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた事業があったが、交付申請後すぐに事業着手(事業用資産の購入)が出来る体制が整っていたものの、交付決定を待ってから着手となったため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなった経緯がある。事業によっては、早期着手することによって、より高い事業効果が得られるケースもあると思われるため、提案に賛同する。 〇地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け、交付担当省庁に交付申請書を提出することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月下旬から6月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山間部においても、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、早期発注、早期の工事着手が可能になれば、繰越工事の縮減や発注の平準化にも繋がることから、農山漁村地域整備交付金同様、交付金交付決定前の着手が可能となるように認めていただきたい。 〇仮に4月中の事業着手が可能となれば、早期発注による繰越工事の縮減や発注の平準化につながる。また、林道事業を例に挙げると、主伐・間伐による木材搬出作業が、秋期から冬期にかけて本格化するため、林道の開設に合わせた計画的かつ効率的な森林施業が可能となり、林業の成長産業化を通じた中山間地域の活性化や地方創生につながるものと考ええる。 〇当県も平成28年度地方創生道整備交付金の林道事業において、国から県への交付決定時期が9月となったため、市町村において工事着手時期が10月以降にずれ込んだ。その結果、複数件の繰り越しとなり、同様なことが県営事業でも起きている。平成29年度以降は6月の交付決定となっているが、事業量によっては年度内完成が難しくなっており、早期発注早期施工を目指すためにも指令前着手制度の規定を設けるよう要望する。 〇新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。 〇本県においても、林道事業を必要としている山岳地域では、工事実施にあたって、積雪により工事実施が困難となり、繰越工事が発生している状況にある。 農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただけると、早期発注、早期の工事着手が可能となり、繰越工事の縮減につながるため、本県においても同様の対応を求めたい。 〇地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月上旬)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月上旬)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月中旬であるため、県、市町における工事着手は7月上旬以降となっている。交付金交付決定前の着手は、標準工期を踏まえた早期の工事着手と、繰越工事の縮減につながる。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
181	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i) 農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii) 普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のとおり知事承認を要することとする。	【制度概要】 農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これらを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受ける必要がある。(法第22条) (委託が禁止される業務) 1 農用地利用配分計画の決定 2 農地中間管理権の取得の決定 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成 【支障事例】 (1)突発事業への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続きには最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水路の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れることで被害が拡大する恐れがある。 (2)事務負担の増大 国・県の一体的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	本件提案の実現により、下記の効果が見込まれる。 (1)突発事業への迅速な対応 風水害等に伴う突発的な水路の補修などを迅速に行うことが可能となるため、借受農地や周辺農地における被害を最小限に抑えることができる。 これにより借受農地の良好な営農環境の維持が図られ、借り手の借受意欲向上につながる。 (2)事務負担の軽減 申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が減少するため、行政の効率化が図られる。 ＜参考＞過年度委託実績 平成29年度・・・5回(草刈り:4回、チラシ印刷:1回) 平成28年度・・・1回(チラシ印刷:1回)	・農地中間管理事業の推進に関する法律第22条 ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農林水産省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県		福島県、長野県、香川県	○農地中間管理機構が行う単純な業務の委託については、本県においても、平成29年度、下記のとおりの実績であり、申請・承認に係る事務(書類作成・審査)も負担となっている。今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務が増加することが予想され、業務の効率化を図る上で、本県においても、単純な業務の委託に係る知事承認の廃止を要望する。 (参考)平成29年度委託実績 縦覧期間中の作業委託・・・13回 草刈り・耕起作業委託・・・8回 市町への事務委託・・・・・・1回
219	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが生じるため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	熊本市	【別紙】補助計画書の改善点(農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化).xlsx	ひたちなか市、福井市、豊田市、京都市、岡山市、愛媛県、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していかなければならない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求められる中の申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○実施設計が出来ていない段階で繰越額を確定する必要があるが、その調整に苦慮しています。また、実施設計書作成時、及び入札実施時に経費変更申請する必要がある。手続的には簡素な手続きではありますが、災害件数が多いと煩雑な作業となり、時間を要しております。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事雑費及び事務雑費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとすることで事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金で調整している。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
227	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 【現行制度】 農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項) 【支障事例】 ・事務手続きに長期間を要する。 (機構による借入れから借り手への貸付まで約4か月要している) ・都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 ・手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。	【制度改正による効果】 (1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 ・手続きに要する期間の短縮 ・都道府県や市町村の事務負担軽減 ・農地中間管理事業の利用促進 【参考】 (全般) ・国は、機構法附則第2条の規定に基づく法施行後5年後(平成31年3月)を目途に見直すこととしており、左記課題についても認識していると思われる。 ・同様に農地貸借が可能となる農業経営基盤強化促進法と比較しても、効率的に農地集積できる点や、公的機関が介在することにより安心かつ長期的な営農環境を整備できる点において優位性がある。 (1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 ※栃木県において過年度の縦覧実績は0人(H26年度(事業開始時)～H29年度) (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 ※栃木県において過年度の不認可決定は0件 また「転賃先として不適切と思われる者を借受人としている」など、機構法に定める認可要件を満たさないような重大な計画不備は見られなかった。	・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農林水産省	栃木県、新潟県	福島県、群馬県、埼玉県、新発田市、静岡県、島田市、広島県、山口県、徳島県、高知県、熊本県、大村市、沖縄県	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○(1)、(2)農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○基盤法では、市町村の公告で所有者から耕作者への貸付が確定し、県の公告で農地中間管理機構(以下「機構」)から耕作者への貸付が確定するという流れになっている。 こうした流れが、農業者に手続きが煩雑で時間がかかるといった印象を与え、かつ、農用地利用状況報告の面倒さともあいまって、農地中間管理事業の活用を敬遠させてしまう一因となっている。 人為的なミスによって、県公告が遅延することで、機構集積協力金の要件を欠くという事態も起こりうる。 知事認可の縦覧廃止だけでは、本事業の敬遠は解消しないと思われるため、基盤法と同様、市町村の認可公告のみで転賃まで完了するしくみが必要と考える。 機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要である ○(1)農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法による手続き、②機構と農地を借りたい人として農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 (2)配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構の間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。 ○事務手続きが煩雑であるので簡素化を要望するとともに、担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○(1)、(2)本県でも提案内容と同じ支障事例あり。 現行制度では、ある程度転賃先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転賃後に栽培される品目によってはその栽培の適期を逸する。 【制度改正にかかる課題】 縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確にする必要がある。 ○事務手続きに長期間を要する 都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているが、配分計画を市町村公告することは、都道府県の事務負担を軽減し、市町村への事務負担を転嫁するものであり、この提案は認められない。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、(1)の農用地利用配分計画の縦覧廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。) 基本方針の策定や事業規程の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、(2)の農用地利用配分計画の知事認可の廃止については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計))の認可公告事務が発生していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦覧中に意見書が提出された事例無し。 市町村の事務負担増にならないような改善が必要。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。 ○本県においても平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
284	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。 農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農用地の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。 農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や営農に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。 また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考ええる。 なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	縦覧の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度短縮されることで、農業者などの適切な営農に資するとともに、農地中間管理事業の利用向上が期待される。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしたい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。 ○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。 ○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない、事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 ○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑である。 また、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはないため縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考ええる。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手續期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手續が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。) ○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。 なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○事務手続きに長期間を要する要因となっている。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。
285	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、当該債権の管理及び回収業務をサービスーへ依頼することを可能とし、都道府県の債権回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービスーへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することができない。弁護士等へ管理及び回収業務を依頼することも選択肢としては考えられるが、サービスーの場合に比べて費用が大幅に嵩む傾向があり選択が躊躇われるため、結果として円滑な債権回収に支障を来している。については、都道府県の債権回収の円滑化を図るため、当該債権を債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号の例に準じて特定金銭債権へ追加することを求める。 【制度改正の必要性】 都道府県の債権回収の円滑化を図ること。 【具体的な支障事例】 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)の施行に伴い廃止)に基づき青年農業者等育成センターが国及び都道府県からの貸付金を原資として貸付を行った就農支援資金について、多額の未収金が発生しているが、サービスーへ管理及び回収業務を依頼する選択を取れないことが大きな要因となり、円滑な債権回収に支障を来している。(多くの都道府県で同様の例により未収金が発生している) 【制度改正により懸念される点】 特段想定されない。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権の管理及び回収業務をサービスーへ依頼することが可能となれば、都道府県の債権回収の一層の円滑化が図られる。(就農支援資金の例では、国の債権回収の円滑化も同時に図られる)	債権管理回収業に関する特別措置法第2条就農支援資金制度(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)	法務省、農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	○当県の青年農業者等育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や専任の職員の配置が困難であることから、特に未収金の回収に苦慮している。そのため、制度改正により、債権回収業務をサービスーへ依頼をすることができれば、より効率的な未収債権の回収が図られると思われる。 ○当県においても、就農支援資金について多額の未収金が発生している状況にある。このため弁護士への依頼を検討しているが、多額の費用が発生することから、県農業公社の職員が債権管理に当たっている。 ○本県においても、農業振興公社を経由した就農支援資金の貸付残高がH30.3現在で23件14,653千円あり、うち12件7,146千円については、債務者から公社への返済が遅滞している。今後、公社から県への償還に支障が生じる可能性がある。

管理 番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
311	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。（別紙参照） 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費（補助対象事業費）の他に、工事費に応じて算出する工事雑費（補助対象外経費）を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費（補助対象事業費）に応じて補助がある中で、一部工事雑費（補助対象外経費）が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際 の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務 の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○（同法律）施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号）の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	指定都市市長会	【別紙】補助計画書の改善点（農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化）.xlsx	ひたちなか市、豊田市、愛媛県、北九州市、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していかなければならない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求められる中での申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事雑費及び事務雑費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとすることで事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金で調整している。